

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 動物実験指針

動物実験を実施するにあたっては、動物福祉の観点から動物の生命を尊重し、動物にできる限り苦痛を与えない措置が求められている。このため、動物への配慮は「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」及び「産業動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和 62 年総理府告示第 22 号）」を踏まえ、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）において、動物実験を実施するための「指針」を次のとおり定める。

（目 的）

第 1 この指針は、道総研において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学上及び動物福祉上適正な動物実験の実施を促すことを目的とし、道総研において行われるすべての動物実験に適用される。

（定 義）

第 2 本指針における用語の定義は、次のとおりとする。

- （１）「動物実験」とは、学術研究あるいは生物学的材料採取のために、動物になんらかの拘束、処置を加えることをいう。
- （２）「実験動物」とは、動物実験に供するためのほ乳類、鳥類又はは虫類をいう。
- （３）「実験者」とは、動物実験を実施する研究者等をいう。
- （４）「動物飼育施設」（以下「施設」という。）とは、実験動物を維持、繁殖、飼育、保管及び動物実験を行う場所をいう。

（動物実験委員会）

第 3 この指針の実施に関する事項を審議し、その適切な運用を図るため、各研究機関は施設及び実験を管理するにあたり実質的な責任を持つ動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に関して必要な事項は、委員会を設置した機関（以下「設置機関」という。）が別に定めることとする。

（適用範囲）

第 4 この指針は、試験研究機関において行われる実験動物のうち、ほ乳類と鳥類を用いた「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示）」が適用される実験と、「産業動物の飼養及び保管等に関する基準（総理府告示）」が適用される実験について適用する。

（実験計画）

第 5 実験計画については、次のとおりとする。

- （１）実験者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な供試動物の選択及び実験方法を検討するものとし、施設における供試動物の飼育の可能性を確認のうえ、適正な飼養環境等の条件を確保しなければならない。
- （２）実験者は、供試動物の選択にあたって実験目的に適した動物の品種及び系統の選定、実験の精度及び再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的、微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。
- （３）設置機関の実験者は、動物実験計画を委員会が定める様式に従って届け、委員会

の承認を得なければならない。

- (4) 実験者は、必要に応じ、委員会の助言又は指導を仰ぐなど、有効、適切な実験を行うよう努めなければならない。

(実験動物の健康及び福祉の保持)

第6 実験者及び飼育管理責任者（以下「管理者」という。）は、施設及び放牧地等の実験動物を飼養している場所（以下「飼養場」という。）の適切な管理や飼養管理を通して、動物の健康及び福祉の保持に努めなければならない。

2 実験者及び管理者は、実験開始から実験終了までの期間において動物の健康状態を観察し、健康及び福祉の保持のため、適切な処理を施さなければならない。

3 実験者は、実験方法及び実験成績を記録し、保管しなければならない。

(実験操作)

第7 実験者は、動物実験において科学上適切な実験操作を施さなければならないが、一方、動物福祉の観点から、動物に不必要な苦痛を与えないように配慮をしなければならない。また、実験操作時間の短縮に考慮しなければならない。

(手術等)

第8 実験者は、実験上の必要性から手術等を行う場合は、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔剤あるいは鎮静剤等を投与あるいは適切な保定によって、動物にできる限り苦痛を与えないように努めなければならない。

2 実験者は、処置時に適切な消毒又は滅菌を行い、感染予防の処理を講じなければならない。

(実験終了時の処理)

第9 実験者は、実験の終了後、処置の影響がなくなるまで動物の保護・保定などに配慮しなければならない。また、実験を終了した動物を殺処分するときは、致死量以上の麻酔薬の投与又は他の適切な方法によって、できる限り苦痛を与えないように努めなければならない。

2 実験者は、動物の死体・糞尿又は悪臭等によって、人の健康及び生活環境が損なわれるように努めなければならない。

3 設置機関の実験者は、実験終了後については原則として年度末までに、委員会の定める様式による報告書を提出しなければならない。また、複数年にわたる実験においては、当該年度分について、委員会の定める様式に準じて、年度末までに提出するものとする。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第10 物理的、化学的に危険な物質又は病原体を取り扱う実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受け、実験結果の信頼性が損なわれないように十分に配慮しなければならない。特に病原体を用いて実験を行う場合には、関連する規則に従い、人の安全、動物間の感染防止に努めなければならない。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年1月22日から施行する